



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 25 日 (火)  
号外第 29 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (29) (税務課) . . . . .	4
-------	---------------------------------------	---

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県税条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

次の事項を主な内容とする地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- (1) 法人県民税法人税割の税率の引下げ
- (2) 法人事業税の税率の引上げ
- (3) 耐震基準に適合しない既存住宅を取得後、一定の期間内に耐震基準に適合するための改修を実施した場合（以下「耐震基準不適合既存住宅の取得」という。）に係る不動産取得税の減額等の新設
- (4) 過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る自動車取得税の非課税の適用期限の延長
- (5) 自動車取得税の税率の引下げ及びエコカー減税の拡充
- (6) 自動車税のグリーン化の特例の拡充及び延長

## 2 条例の概要

- (1) 法人県民税法人税割の税率を次のとおり引き下げる。

ア 中小法人等（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人等であって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの） 3.2パーセント（現行 5パーセント）

イ 中小法人等以外の法人 4パーセント（現行 5.8パーセント）

- (2) 地方法人特別税の税率の引下げに伴い、法人事業税の税率を次のとおり引き上げる。

ア 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の税率

(ア) 所得のうち年400万円以下の金額 100分の2.2（現行 100分の1.5）

(イ) 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の3.2（現行 100分の2.2）

(ウ) 所得のうち年800万円を超える金額 100分の4.3（現行 100分の2.9）

イ 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の税率

(ア) 所得のうち年400万円以下の金額 100分の3.4（現行 100分の2.7）

(イ) 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の5.1（現行 100分の4）

(ウ) 所得のうち年800万円を超える金額 100分の6.7（現行 100分の5.3）

ウ 特別法人の所得割の税率

(ア) 所得のうち年400万円以下の金額 100分の3.4（現行 100分の2.7）

(イ) 所得のうち年400万円を超える金額 100分の4.6（現行 100分の3.6）

(ウ) 特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額 100分の5.5（現行 100分の4.3）

エ 収入金額課税法人の収入割の税率

収入金額 100分の0.9（現行 100分の0.7）

- (3) 耐震基準不適合既存住宅の取得に係る不動産取得税の減額等の申告の手續等を定める。

- (4) 過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

- (5) 自動車取得税の税率を次のとおり引き下げる。

ア 家用自動車 100分の3（現行 100分の5）

イ 営業用自動車及び軽自動車 100分の2（現行 100分の3）

- (6) 自動車取得税のエコカー減税について軽減する割合を80パーセント又は60パーセント（現行 75パーセント又は50パーセント）に改める。

- (7) 自動車税のグリーン化の特例の適用対象及び軽減割合を次のように見直す。

ア 軽減の対象に平成26年度及び平成27年度に新車新規登録された次の自動車を加えるとともに、軽減する額をそれぞれに定める割合とする。

- (ア) 電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車並びに一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車 通常の税率のおおむね75パーセント
  - (イ) (ア)に準ずる排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車 通常の税率のおおむね50パーセント
  - イ ガソリン車及びLPG車については平成15年3月31日（現行 平成13年3月31日）までに、ディーゼル車については平成17年3月31日（現行 平成15年3月31日）までに、新車新規登録された自動車を重課の対象とするとともに、バス等を除き、重課する割合を通常の税率のおおむね15パーセント（現行 10パーセント）とする。
- (8) 手数料を鳥取県収入証紙以外により納付できるようにするなど所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
    - (ア) (1)及び(2)に関する事項 平成26年10月1日
    - (イ) (8)に関する事項の一部 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第29号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（納税証明書の交付の請求等）</p> <p>第16条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>（納税証明書の交付の請求等）</p> <p>第16条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 手数料は、鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を第1項の請求書にはり付けて納めなければならない。</u></p>
<p>（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）</p> <p>第18条の2 第134条の32第2項の承認に係る申請、<u>第134条の34第6項の返納</u>、第134条の35第1項の申請及び第221条第8項の返却については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第3条の規定は、適用しない。</p> <p>2 第130条第3項、第134条の34第1項及び<u>第4項</u>、第134条の35第4項並びに第221条第4項の交付並びに第134条の34第6項の書換えに係る交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。</p>	<p>（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）</p> <p>第18条の2 第134条の32第2項の承認に係る申請、<u>第134条の34第7項の返納</u>、第134条の35第1項の申請及び第221条第8項の返却については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第3条の規定は、適用しない。</p> <p>2 第130条第3項、第134条の34第1項及び<u>第5項</u>、第134条の35第4項並びに第221条第4項の交付並びに第134条の34第6項の書換えに係る交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。</p>
<p>（県民税の納税義務者等）</p> <p>第21条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法第24条第5項に規定する公益法人等のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の</u></p>	<p>（県民税の納税義務者等）</p> <p>第21条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等及び次に掲げる法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標</u></p>

規定にかかわらず、県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

- (1) 防災街区整備事業組合
- (2) 管理組合法人及び団地管理組合法人
- (3) マンション建替組合
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- (5) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等
- (6) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)

6・7 略

6・7 略

(法人税割の税率)

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		<u>100分</u> <u>の3.2</u>
(2) 平成29年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	<u>100分</u> <u>の4</u>
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	<u>100分</u> <u>の3.2</u>

法人税割		税率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		<u>100分</u> <u>の5</u>
(2) 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	<u>100分</u> <u>の5.8</u>
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	<u>100分</u> <u>の5</u>

2～6 略

2～6 略

(法人の県民税均等割の課税免除)

(法人の県民税均等割の課税免除)

第41条の2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体のうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を課さない。

第41条の2 知事は、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体のうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を課さない。

2・3 略

2・3 略

(法人の事業税の税率の特例)

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

第58条の2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事

業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率	
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。次項において同じ。)	略		
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{100}{2.2}$	
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	$\frac{100}{3.2}$	
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	$\frac{100}{4.3}$	
		特別法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{100}{3.4}$
		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	$\frac{100}{4.6}$	
	その他の法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{100}{3.4}$	
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	$\frac{100}{5.1}$	
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	$\frac{100}{6.7}$	
		(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて

業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率	
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人(受託法人を除く。次項において同じ。)	略		
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{100}{1.5}$	
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	$\frac{100}{2.2}$	
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	$\frac{100}{2.9}$	
		特別法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{100}{2.7}$
		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	$\frac{100}{3.6}$	
	その他の法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{100}{2.7}$	
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	$\frac{100}{4}$	
		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	$\frac{100}{5.3}$	
		(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて

得た金額（外形標準課税対象法人にあつては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略 各事業年度の所得	$\frac{100}{100}$ の4.3
特別法人	各事業年度の所得	$\frac{100}{100}$ の4.6
その他の法人	各事業年度の所得	$\frac{100}{100}$ の6.7

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{100}{100}$ の3.4
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	$\frac{100}{100}$ の4.6
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	$\frac{100}{100}$ の5.5
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	各事業年度の収入金額	$\frac{100}{100}$ の0.9

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	$\frac{100}{100}$ の4.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	$\frac{100}{100}$ の5.5

(不動産取得税の課税免除)

得た金額（外形標準課税対象法人にあつては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略 各事業年度の所得	$\frac{100}{100}$ の2.9
特別法人	各事業年度の所得	$\frac{100}{100}$ の3.6
その他の法人	各事業年度の所得	$\frac{100}{100}$ の5.3

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{100}{100}$ の2.7
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	$\frac{100}{100}$ の3.6
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	$\frac{100}{100}$ の4.3
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	各事業年度の収入金額	$\frac{100}{100}$ の0.7

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	$\frac{100}{100}$ の3.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	$\frac{100}{100}$ の4.3

(不動産取得税の課税免除)

第76条の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が、その設立の日から6月以内に、専ら同条第1項に規定する特定非営利活動（以下「特定非営利活動」という。）に係る事業の用に供する不動産を無償で譲り受け、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の保存又は移転の登記がされたときは、当該不動産の取得（知事の承認を受けたものに限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第90条 略

2 略

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告）

第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類
- (2) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条

第76条の2 特定非営利活動法人が、その設立の日から6月以内に（当該設立の日が鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成13年鳥取県条例第42号）の施行の日前であるときは、平成13年4月1日から当該施行の日から6月を経過する日までの間）に、専ら特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動（以下「特定非営利活動」という。）に係る事業の用に供する不動産を無償で譲り受け、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の保存又は移転の登記がされたときは、当該不動産の取得（知事の承認を受けたものに限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第90条 略

2 略

3 法第73条の25第1項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の24第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。



の27の2第1項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修予定年月日
- (5) その他知事が必要であると認める事項

2 法第73条の27の2第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第93条 法第73条の27の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産が同項に規定する被収用不動産等（以下この条において「被収用不動産等」という。）に代わるものであることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1)～(5) 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第94条 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産が同項に規定する被収用不動産等（以下この条において「被収用不動産等」という。）に代わるものであることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1)～(5) 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以

<p>内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>法第73条の27の3第3項</u>の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>法第73条の27の2第3項</u>の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第73条の27の2第2項</u>の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。</p> <p>(1) <u>法第73条の27の2第1項</u>の規定の適用がないことが明らかとなったとき。</p> <p>(2) <u>法第73条の27の2第2項</u>の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。</p>
<p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)</p> <p>第95条 <u>法第73条の27の4第1項</u>の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)</p> <p>第93条 <u>法第73条の27の3第1項</u>の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第96条 <u>法第73条の27の4第2項</u>の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第94条 <u>法第73条の27の3第2項</u>の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>2 <u>法第73条の27の4第4項</u>の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 <u>法第73条の27の3第4項</u>の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第73条の27の3第2項</u>の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部につ</p>

<p>(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)</p> <p><u>第97条 法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する譲受け予定者、国、地方公共団体（以下この条及び次条において「譲受け予定者等」という。）が同項に規定する取得をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>いてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。</p> <p><u>(1) 法第73条の27の3第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。</u></p> <p><u>(2) 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。</u></p> <p>(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)</p> <p><u>第95条 法第73条の27の4第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する譲受け予定者、国、地方公共団体（以下この条及び次条において「譲受け予定者等」という。）が同項に規定する取得をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p><u>第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>法第73条の27の5第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p><u>第96条 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>法第73条の27の4第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)</p>	<p><u>3 法第73条の27の4第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。</u></p> <p><u>(1) 法第73条の27の4第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。</u></p> <p><u>(2) 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。</u></p> <p>(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)</p>

第99条 法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 法第73条の27の6第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第101条 法第73条の27の7第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する譲渡をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の7第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項

第97条 法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 法第73条の27の5第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の5第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の5第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第99条 法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する譲渡をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項

を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 法第73条の27の7第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

第103条及び第104条 削除

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 略

2 略

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した

を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 法第73条の27の6第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の6第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の6第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

第101条から第104条まで 削除

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 略

2 略

3 法附則第11条の4第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法附則第11条の4第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した

場合においては、当該取得が平成28年3月31日までに  
行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車（道路運送車両法第3  
条の軽自動車を除く。）及び同条の軽自動車の取得  
に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定  
にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の3第2項に掲げる自動車及び  
同条第4項において準用する同条第2項第1号イに  
掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の  
2の2第2項に規定する新規登録等をいう。次項に  
おいて同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条  
の2の5第4項から第7項までの規定の適用がある  
場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動  
車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日ま  
でに行われたときに限り、前条及び前項の規定にか  
かわらず、当該取得についてこの項の規定の適用が  
ないものとした場合に適用されるべき同条又は前項  
に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の3第3項に掲げる自動車及び  
同条第4項において準用する同条第3項第1号イに  
掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取  
得（前項又は法附則第12条の2の5第4項から第7  
項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除  
く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該  
取得が平成27年3月31日までに行われたときに限  
り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得  
についてこの項の規定の適用がないものとした場合  
に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100  
分の40を乗じて得た率とする。

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条  
の14第1項又は前条の規定によって自動車取得税を  
納付する場合（法第131条の規定により当該自動車  
取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）  
には、これらの規定による申告書又は修正申告書に  
鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）  
第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証  
紙」という。）を貼ってしなければならない。この  
場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代  
金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額  
面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納  
税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼り

場合においては、当該取得が平成26年3月31日ま  
でに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 自家用の自動車で軽自動車（道路運送  
車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取  
得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規  
定にかかわらず、当分の間、100分の5とする。

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条  
の14第1項又は前条の規定によって自動車取得税を  
納付する場合（法第131条の規定により当該自動車  
取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）  
には、これらの規定による申告書又は修正申告書に  
鳥取県収入証紙をはってしなければならない。この  
場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代  
金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額  
面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納  
税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり  
付けに代えることができる。

<p><u>付けに代えることができる。</u></p> <p>(軽油引取税に係る免税の手続)</p> <p>第134条の34 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>第134条の35 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>前条第6項及び第7項の規定は、免税証について準用する。</u></p> <p>(用語)</p> <p>第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(自動車税の減免額)</p> <p>第137条の3 略</p>	<p>(軽油引取税に係る免税の手続)</p> <p>第134条の34 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第2項の手数料は、鳥取県収入証紙により納付しなければならない。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p>第134条の35 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>前条第7項及び第8項の規定は、免税証について準用する。</u></p> <p>(用語)</p> <p>第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>充電機能付電力併用自動車 電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。</u></p> <p>(6) <u>エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。</u></p> <p>(7) <u>基準エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項第4号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。</u></p> <p>(8) <u>平成22年度基準エネルギー消費効率 基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。</u></p> <p>(9) <u>平成27年度基準エネルギー消費効率 基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。</u></p> <p>(10) <u>平成17年窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項第4号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度をいう。</u></p> <p>(自動車税の減免額)</p> <p>第137条の3 略</p>
---	--

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車、天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「電気自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第6項に掲げる自動車で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第7項に規定する自動車（同条第6項に掲げる自動車を除く。）で平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27年度分の自動車税及び同条第7項に規定する自動車（同条第6項に掲げる自動車を除く。）で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に



定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(自動車税の税率の特例)

第139条 次の各号に掲げる自動車に対する平成26年度分の自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる自動車以外の自動車 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。） 次の表の重課税率の欄に定める額
- (3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成25年環境重視型低燃費自動車のうち平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成25年度分の自動車税及び平成25年環境重視型低燃費自動車のうち平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成26年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成25年環境重視型自動車のうち平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成25年度分の自動車税及び平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成26年度分の自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあつては同表の通常税率の欄に定める額とする。

平成15年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。） 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 次に掲げる自動車で平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けたもの 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

ア 法附則第12条の 3 第 4 項に掲げる自動車

イ 法附則第12条の 3 第 8 項において準用する同条第 4 項第 4 号に掲げる自動車

(5) 次に掲げる自動車（前号に掲げる自動車を除く。）で平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けたもの 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

ア 法附則第12条の 3 第 5 項に規定する自動車

イ 法附則第12条の 3 第 8 項において準用する同条第 5 項に規定する自動車

略

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成15年 3 月 31 日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成13年 3 月 31 日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の 3 第 1 項の総務省令で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第 1 項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第 3 号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の 3 第 3 項第 2 号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然

ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号口の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの

4 第1項の平成25年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車（法附則第12条の3第6項に規定する自動車にあつては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上の自動車）のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第4項第4号の総務省令で定めるもの

5 第1項の平成25年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上

<p>2 前項の表(2)アの a から i まで及び(2)イの a から i までに掲げる自動車のうち最大乗車定員が 4 人以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項第 1 号中「通常税率の欄に定める額」とあるのは「通常税率の欄に定める額に、次項の表の通常税率の欄に定める額を加算した額」と、同項第 2 号及び第 3 号中「重課税率の欄に定める額」とあるのは「重課税率の欄に定める額に、次項の表の重課税率の欄に定める額を加算した額」と、同項第 4 号中「最大軽課税率の欄に定める額」とあるのは「最大軽課税率の欄に定める額に、次項の表の最大軽課税率の欄に定める額を加算した額」と、同項第 5 号中「最小軽課税率の欄に定める額」とあるのは「最小軽課税率の欄に定める額に、次項の表の最小軽課税率の欄に定める額を加算した額」とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(鉱区税の納税義務者等)</p> <p>第147条 鉱区税は、鉱区に対し、その面積を課税標準として、その鉱業権者(鉱業法(昭和25年法律第289号)第20条又は第42条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。)に課する。</p> <p>2 略</p>	<p>の自動車(法附則第12条の3第6項に規定する自動車にあっては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車)のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの(前項に規定する平成25年環境重視型低燃費自動車を除く。)で同条第5項の総務省令で定めるものをいう。</p> <p>第139条 前条第1項の表(2)アの a から i まで及び同表(2)イの a から i までに掲げる自動車のうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同項の規定を適用した場合に同項の表の通常税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の重課税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の重課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の最大軽課税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項の規定を適用した場合に同項の表の最小軽課税率の適用を受けるべきものにあつては次の表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(鉱区税の納税義務者等)</p> <p>第147条 鉱区税は、鉱区に対し、その面積を課税標準として、その鉱業権者(鉱業法(昭和25年法律第289号)第20条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。)に課する。</p> <p>2 略</p>
--	---

第 2 条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

第138条第 1 項に次の表を加える。

自 動 車			通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
(1) 乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a 総排気量が1リットル以下のもの	7,500円	8,600円	2,000円	4,000円
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	9,700円	2,500円	4,500円
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500円	10,900円	2,500円	5,000円
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800円	15,800円	3,500円	7,000円

		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700円	18,000円	4,000円	8,000円
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900円	20,500円	4,500円	9,000円
		g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500円	23,500円	5,500円	10,500円
		h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
		i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	31,200円	7,000円	14,000円
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	40,700円	46,800円	10,500円	20,500円
		k 電気自動車	7,500円		2,000円	4,000円
	イ 自家用	a 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
		g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
		h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
		i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円
		k 電気自動車	29,500円		7,500円	15,000円
(2) トラック(3輪の小型自動車であることを除く。)	ア 営業用	a 最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
		b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
		c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
		d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
		e 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
		f 最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
		g 最大積載量が6トンを超え7トン	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円

	以下のもの				
	h 最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
	i 最大積載量が8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額
	j 小型自動車に属するけん引車	7,500円	8,200円	2,000円	4,000円
	k 普通自動車に属するけん引車	15,100円	16,600円	4,000円	8,000円
	l 小型自動車に属する被けん引車	3,900円			
	m 普通自動車に属する被けん引車	(a) 最大積載量が8トン以下のもの (b) 最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円 7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額		
	n 電気自動車	10,200円		3,000円	5,500円
	o 総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が4人以上のもの	12,800円	14,000円	3,500円	6,500円
イ 自家用	a 最大積載量が1トン以下のもの	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
	b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円
	c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円
	d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円
	e 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
	f 最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	30,000円	33,000円	7,500円	15,000円
	g 最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	35,000円	38,500円	9,000円	17,500円

		h 最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	40,500円	44,500円	10,500円	20,500円	
		i 最大積載量が8トンを超えるもの	40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額	
		j 小型自動車に属するけん引車	10,200円	11,200円	3,000円	5,500円	
		k 普通自動車に属するけん引車	20,600円	22,600円	5,500円	10,500円	
		l 小型自動車に属する被けん引車	5,300円				
		m 普通自動車に属する被けん引車	(a) 最大積載量が8トン以下のもの	10,200円			
			(b) 最大積載量が8トンを超えるもの	10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額			
		n 電気自動車	13,200円		3,500円	7,000円	
		o 総容積が1リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの	14,300円	15,700円	4,000円	7,500円	
		p 総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円	
(3) バス (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	(ア) 一般乗合用のもの(道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。)	a 乗車定員が30人以下のもの	12,000円		3,000円	6,000円
			b 乗車定員が30人を超え40人以下のもの	14,500円		4,000円	7,500円
			c 乗車定員が40人を超え50人以下のもの	17,500円		4,500円	9,000円
			d 乗車定員が50人を超え60人以下のもの	20,000円		5,000円	10,000円
			e 乗車定員が60人を超え70人以下のもの	22,500円		6,000円	11,500円

		もの				
		f 乗車定員が70人 を超え80人以下の もの	25,500円		6,500円	13,000円
		g 乗車定員が80人 を超えるもの	29,000円		7,500円	14,500円
	(イ) 一般乗合 用のもの以外 のもの	a 乗車定員が30人 以下のもの	26,500円	29,100円	7,000円	13,500円
		b 乗車定員が30人 を超え40人以下の もの	32,000円	35,200円	8,000円	16,000円
		c 乗車定員が40人 を超え50人以下の もの	38,000円	41,800円	9,500円	19,000円
		d 乗車定員が50人 を超え60人以下の もの	44,000円	48,400円	11,000円	22,000円
		e 乗車定員が60人 を超え70人以下の もの	50,500円	55,500円	13,000円	25,500円
		f 乗車定員が70人 を超え80人以下の もの	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
		g 乗車定員が80人 を超えるもの	64,000円	70,400円	16,000円	32,000円
イ 自家用	(ア) (イ)に掲 げるもの以外 のもの	a 乗車定員が30人 以下のもの	33,000円	36,300円	8,500円	16,500円
		b 乗車定員が30人 を超え40人以下の もの	41,000円	45,100円	10,500円	20,500円
		c 乗車定員が40人 を超え50人以下の もの	49,000円	53,900円	12,500円	24,500円
		d 乗車定員が50人 を超え60人以下の もの	57,000円	62,700円	14,500円	28,500円
		e 乗車定員が60人 を超え70人以下の もの	65,500円	72,000円	16,500円	33,000円
		f 乗車定員が70人 を超え80人以下の もの	74,000円	81,400円	18,500円	37,000円
		g 乗車定員が80人 を超えるもの	83,000円	91,300円	21,000円	41,500円
	(イ) 学校教育法第1条に規定する学		ア(ア)	ア(ア)	ア(ア)	ア(ア)



		校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの	に定める額	に定める額	に定める額	に定める額	
(4) 特種用途自動車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	(ア) 霊きゆう車	a 乗車定員が3人以下のもの	6,500円	7,400円	2,000円	3,500円
			b 乗車定員が4人以上のもの	12,000円	13,800円	3,000円	6,000円
		(イ) その他	a 最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が1トン以下のもの	(a) 車両重量が2トン以下のもの 6,500円	7,100円	2,000円	3,500円
			(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	9,000円	9,900円	2,500円	4,500円
			(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
			(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円
			(e) 車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	18,500円	20,300円	5,000円	9,500円
			(f) 車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	22,000円	24,200円	5,500円	11,000円
			(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
			(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	29,500円	32,400円	7,500円	15,000円
			(i) 車両重量が16トンを超えるもの	29,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その額が48,300円を超えるときは、	32,400円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに5,100円を加算した額(その額が52,800円を超えるときは、	7,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,200円を加算した額(その額が12,300円を超えるときは、	15,000円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに2,400円を加算した額(その額が24,600円を超えるときは、

			48,300 円)	52,800 円)	12,300 円)	24,600 円)
		b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)ア に定める 額	(2)ア に定める 額	(2)ア に定める 額	(2)ア に定める 額
		c 3輪の小型自動車に属するもの	4,500円	5,100円	1,500円	2,500円
イ 家用	(ア) 教習車	a 乗用車に類するもの	(1)イ に定める 額	(1)イ に定める 額	(1)イ に定める 額	(1)イ に定める 額
		b トラックに類するもの	(2)イ に定める 額	(2)イ に定める 額	(2)イ に定める 額	(2)イ に定める 額
		c バスに類するもの	(3)イ (ア)に定 める額	(3)イ (ア)に定 める額	(3)イ (ア)に定 める額	(3)イ (ア)に定 める額
	(イ) キャンピング・トレーラー	a 普通自動車に属するもの	10,200円			
		b 4輪以上の小型自動車に属するもの	5,300円			
	(ウ) キャンピング車	a 総排気量が1リットル以下のもの	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
		g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円
		h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
i 総排気量が4.5リットル		70,400円	80,900円	18,000円	35,500円	

		を 超 え 6 リ ッ ト ル 以 下 の も の				
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円
(エ) その他	a 最大の積載量のないもの又は最大の積載量が1トン以下のもの	(a) 車両重量が2トン以下のもの	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円
		(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	11,500円	12,600円	3,000円	6,000円
		(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	16,000円	17,600円	4,000円	8,000円
		(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円
		(e) 車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円
		(f) 車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	30,000円	33,000円	7,500円	15,000円
		(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	35,000円	38,500円	9,000円	17,500円
		(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	40,500円	44,500円	10,500円	20,500円
		(i) 車両重量が16トンを超えるもの	40,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その額が65,700円を超えるときは、65,700円)	44,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,900円を加算した額(その額が72,100円を超えるときは、72,100円)	10,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,600円を加算した額(その額が16,900円を超えるときは、16,900円)	20,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,200円を加算した額(その額が33,300円を超えるときは、33,300円)
			b 最大積載量が1トンを	(2)イ	(2)イ	(2)イ

		超えるもの		に定める額	に定める額	に定める額	に定める額
		c	3輪の小型自動車に属するもの	6,000円	6,900円	1,500円	3,000円
(5) 3輪の小型自動車	ア 営業用	a	小型自動車に属するもの	4,500円	5,100円	1,500円	2,500円
		b	3輪の小型自動車に属するけん引車	3,900円	4,400円	1,000円	2,000円
		c	3輪の小型自動車に属する被けん引車	3,900円			
	イ 自家用	a	小型自動車に属するもの	6,000円	6,900円	1,500円	3,000円
		b	3輪の小型自動車に属するけん引車	5,300円	6,000円	1,500円	3,000円
		c	3輪の小型自動車に属する被けん引車	5,300円			

備考

1 総排気量とは、ロータリー・エンジンを備えたものにあつては、総容積に1.5を乗じて得た容積をいう。

2 総容積とは、ロータリー・エンジンの1の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積をいう。

第138条第2項に次の表を加える。

自動車		通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
営業用	総排気量が1リットル以下のもの	3,700円	4,100円	1,000円	1,800円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,700円	5,200円	1,200円	2,300円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,200円	5,700円	1,300円	2,600円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,300円	6,900円	1,600円	3,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000円	8,800円	2,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第40条第1項及び第58条の2の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 平成26年10月1日
- (2) 第97条の見出し及び第98条の見出しの改正規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日

(法人の県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第40条第1項の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 平成26年10月1日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度分以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第6条 地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第 号)が原案どおり成立しない場合における新条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。